

令和7年1月からの大雪被害対策資金（施設等復旧資金）の概要

1 目的

令和7年1月9日からの大雪により、農業用施設などに大きな被害が発生したことから、被害を受けた農林漁業者に対し、施設等原状回復のために必要な資金の融資を行い、農林漁業者の生産活動の維持を図る。

2 資金概要

資金名	山形県災害・経営安定対策資金
対象災害	令和7年1月9日からの大雪
貸付対象者	農林漁業を主な業務とする者（年間総所得の5割以上を農林水産業所得に依存している者）で、対象災害により農林漁業用施設や農地などに被害を受けた者。
資金用途	施設等復旧資金
貸付限度額	1,000万円 ただし、総事業費から、対象災害の被害を原因として受け取った補助金の額を控除した額を上限とする。
償還期限	10年以内（据置期間3年以内）
貸付利率	0.90%以内（融資機関の利率引下げにより無利子化又は低利子化の場合あり）
貸付期間	令和7年9月30日まで
融資枠	1億円

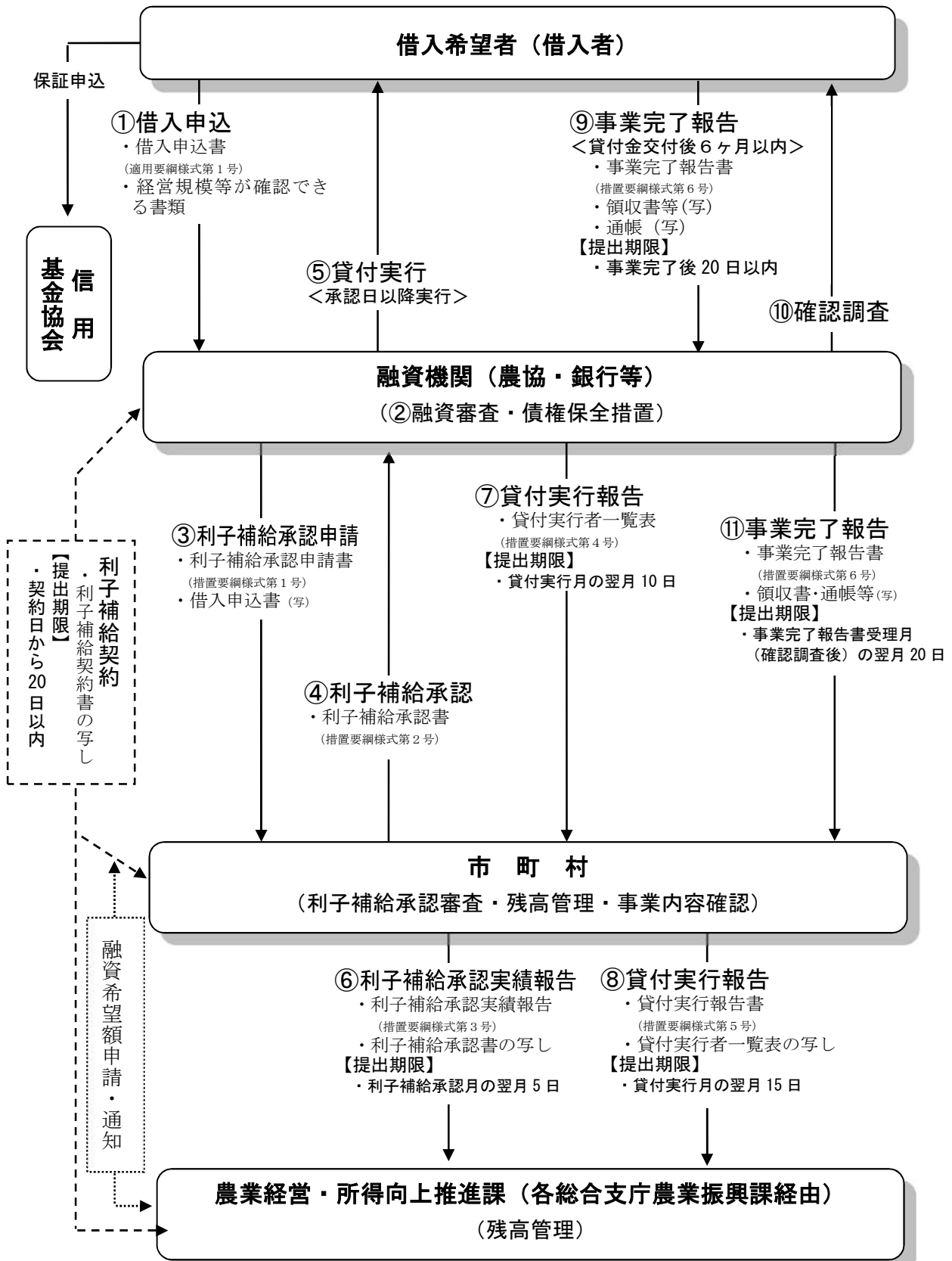
3 利子補給の事業内容

- 実施主体：市町村
- 仕組み
 - ・ 基準金利（2.95%）のうち、県・市町村が利子補給し引下げ ⇒ 0.90%
 - ・ 県・市町村による引下げ後、融資機関が独自に引下げを行う場合 ⇒ 無利子（最大引下げの場合）

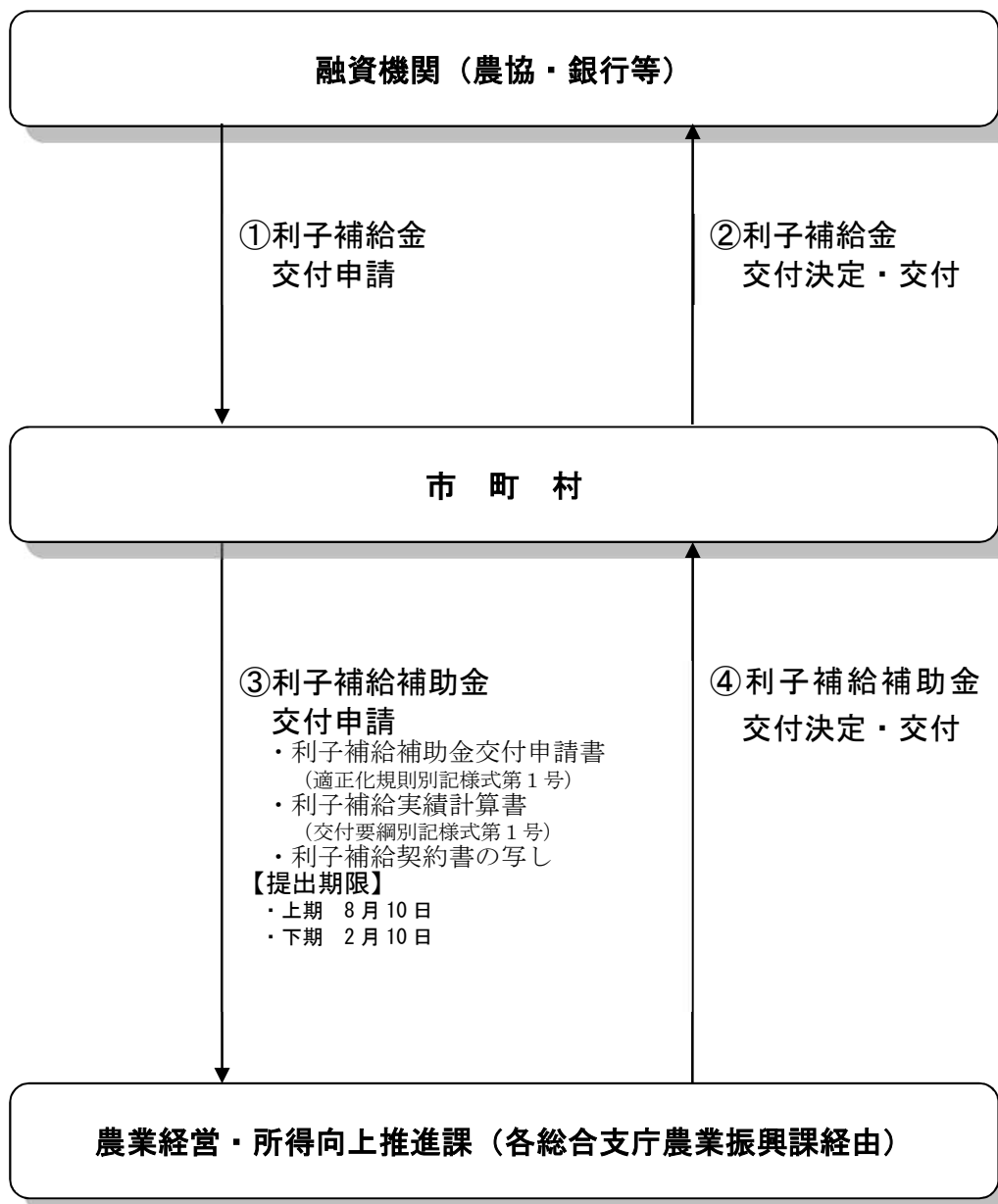
基準金利	2.95%
利子補給率	2.05%
県（66.5%）	1.36325%
市町村（33.5%）	0.68675%
貸付利率	0.90%

令和7年1月からの大雪被害対策資金（施設等復旧資金） — 事務フロー図 —

(1) 借入申込～貸付実行～事業完了



(2) 利子補給（補助）申請～交付



※ 適正化規則：山形県補助金等の適正化に関する規則

※ 措置要綱：山形県災害・経営安定対策資金融通措置要綱

※ 適用要綱：令和7年1月からの大雪被害対策についての山形県災害・経営安定対策資金融通措置要綱の適用に関する要綱

※ 交付要綱：山形県災害・経営安定対策資金利子補給補助金交付要綱